

環状交差点(ラウンドアバウト)の導入について

令和2年3月12日、綾歌郡宇多津町において、香川県内で初めてとなる環状交差点(ラウンドアバウト)が導入されました。

環状交差点とは、車両の通行する部分が環状(円形)の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。



道路標識

導入場所

町道宇多津駅公園線の香川短期大学前交差点に導入されました。



ドライバーの皆さんは、下記の通行ルールに従い、安全運転を心がけてください。

歩行者の皆さんは、環道内(交差点内)は危険ですので、絶対に通行しないでください。また、道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用するとともに、特に環道から退出する車両に注意しましょう。

**環状交差点の交通方法が定められ
平成26年9月1日に施行されます。**

**環状交差点とは?** 車両の通行する部分が環状の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。この環状交差点においては、交差点における待ち時間の減少、交通事故の減少等が期待されます。

環状交差点を通行する時は?
あらかじめできる限り道路の左端に寄り、徐行して進入してください。環状交差点内は、右回り(時計回り)に通行し、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

車両の優先関係は?
環状交差点においては、環状交差点内を通行している車両等が優先ですので、交差点内を通行する車両等の進行を妨げてはいけません。

歩行者に注意を!
特に歩行者に注意
環状交差点に入ろうとするときや、環状交差点内を通行するときは、その環状交差点または直近で道路を横断する歩行者などに特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

環状交差点を出る時は?
出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき(環状交差点に入った直後の出口を出る場合には、その環状交差点に入ったとき)に、左側の方向指示器を操作し、交差点を出るまで合図を継続しなければなりません。

警察庁・都道府県警察